司法の独立～裁判に対する国民の信頼～

読売新聞社と米ギャラップ社の日米共同世論調査によると、国内の組織や公共機関の内、裁判所について「特に信頼している」と回答（複数回答可）した割合は、日本が約四六％（昨年五三％）、アメリカが約五九％であったという。勿論、それぞれの国民性や歴史といったものの影響もあろうが、私共のように司法の分野に身を置く者にとって、５０％を割っていることは大いに気になる。裁判所及び裁判（判決）に対する国民の信頼を確保する要素の中で審理過程の透明性・公平性と裁判官への信頼について最近明らかになった事例を基に考えてみた。

一九五七年七月、日米安保条約（一九五二年発効）により立ち入り禁止となっていたアメリカ合衆国が使用する東京都砂川町内の立川飛行場に、砂川基地反対同盟員や労働組合員、学生等が数十メートルに亘って立ち入った。この行為が同条約に基づく刑事特別法に違反するとして起訴され（砂川事件）、一九五九年三月三〇日東京地裁は、同条約と刑事特別法は戦力の保持を禁止している憲法九条に違反しているとして被告人らに無罪判決を言渡した（「伊達判決」。これに対し検察庁は跳躍上告（高裁を飛び越して最高裁に上告）し、最高裁は同年一二月一六日、当時の学界の多数意見を排し、本件のように、我国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性をもつものは、「一見極めて明白に違憲であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」だとして伊達判決を破棄し、被告人らは結局有罪（罰金）となった。ところで、二〇〇八年四月、新原昭治氏はアメリカ国立公文書館において、公開された文書の中から、伊達判決に驚愕し、一九六〇年の同条約改定への影響を危虞した当時のマッカーサー大使が判決直後から国務省に宛てた電報等一〇数点を発見した。そして、その中には、同大使が当時の最高裁長官で本件の担当裁判長であった田中耕太郎裁判官と密談をしたとの記述があった。砂川事件の被告人であった

土屋源太郎氏は目下最高裁等に右密談についての情報公開を申し立てるべく準備中である。憲法七六条は、「裁判官は良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」としており、そのために裁判官の身分保障も定めている（憲法七八条）。最高裁が審理に当って弁護人を、被告人一人につき三名に制限して審理を急ぎ、判決を一九六〇年の条約改定時期に問い合せたことを考えると、外国政府の要人とのこの密談が最高裁の審理の判決にどのような影響を与えたのか極めて興味深い。最高裁は将来を見据えて、情報を隠すのではなく、公開することにより司法の独立と裁判に対する国民の信頼を確保してほしいものである。

施行を真近に控えた裁判員制度の運営のためにも裁判所に対する国民の信頼度を高めることは極めて重要である。

【平成２１年１月１３日　静岡新聞　朝刊　掲載】